

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	農業技術課	整理番号	1-3
許認可等の種類	事故肥料の譲渡許可			
根拠法令条例等・条項	肥料取締法第19条第2項			
許認可等の概要	肥料取締法第19条第2項に基づく事故肥料の譲渡許可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】肥料取締法施行令第3条 審査基準は、当該肥料の効果が、公定規格が定められた肥料と同等であると認められ、かつ、通常の施用方法に従い施用する場合に、植物に害があると認められないこととする。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(申請件数が稀であるため)			
期間の制定根拠	—			